

平成24年11月2日

内閣総理大臣

野田 佳彦 様

東日本大震災に係る住宅再建  
支援のための財源措置と  
グループ補助金等の繰越手続き  
の柔軟な措置を求める緊急要望書

岩手県・宮城県



岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩



## 東日本大震災に係る住宅再建支援のための 財源措置とグループ補助金等の繰越手続き の柔軟な措置を求める緊急要望書

平成23年3月11日の東日本大震災における全半壊等の住宅被害は、岩手県では約2万4千棟、宮城県では約22万4千棟となった他、住民生活や経済活動に欠かせない公共土木施設や雇用確保の面から早期の復旧が求められる工業・商業関係に対する被害も大規模なものであり、戦後、日本が経験したことのない極めて甚大な災害となっております。

現在、被災者の住宅再建に関しては、被災市町村を中心に懸命な努力が続けられていますが、再建する場所における整備事業の適用の違いにより、同じように住宅が全壊流出した被災者間において、その支援に格差が生じ、復興まちづくりに支障が生じております。

そこで、被災市町村によっては、震災復興基金などを財源として、被災者への独自支援を行うところが出ており、その取り扱いに格差が生じているほか、財政力の乏しい被災自治体によっては、支援の実施により、財政破綻すら懸念される状況となっております。

また、これまでに認められた予算を活用し、各種公共土木施設や被災企業の復旧を進めていますが、災害復旧事業等では資材や人件費の高騰による入札不調などで、また、被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な不可欠な地盤嵩上げ工事の遅れなどにより、相当数の事業が明許繰越年度での完了が困難な状況となっております。仮に、事故繰越等が認められず、それらの事業が中止・廃止となった場合には、被災地の復旧・復興が大きく遅れるだけでなく、被災者の生活再建にも重大なる影響を与えることとなります。

つきましては、急速な人口減少を一日もはやく食い止めまちの再生を迅速に進めると共に、被災者に対する一定の公平性を確保する観点から、住宅再建支援のための特別交付税の予算化又は復興交付金の効果促進事業の活用が可能となるよう速やかに対応いただくこと、また、各種公共土木施設や被災企業の継続的な復旧に必要なそれら事業の繰越手続きに対する柔軟な措置について、別紙のとおり要望します。



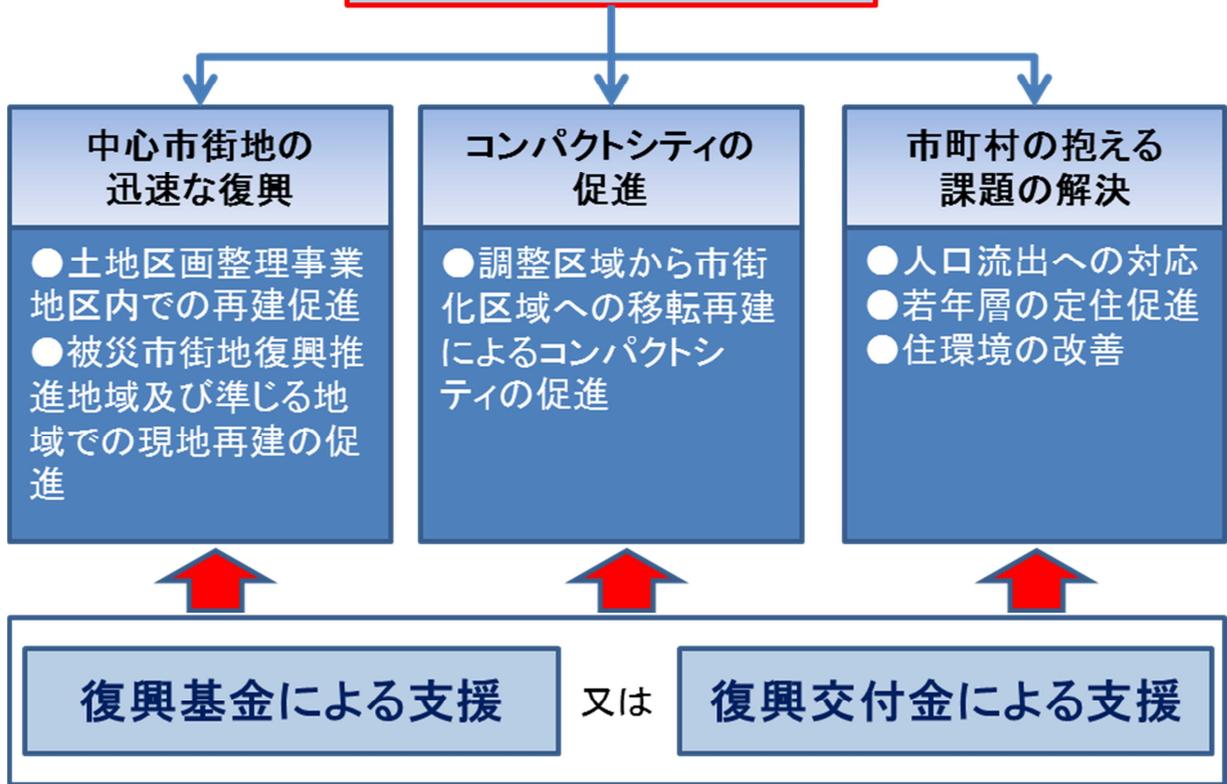
## 1 被災者に対する住宅再建支援を行うための財源措置

現在、被災市町村では、被災者の意向を踏まえつつ、復興計画に基づく各種復興事業（災害公営住宅整備事業、復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業など）を本格化させる段階にきておりますが、移転対象地区外の浸水区域を始め、健全な市街地の迅速な復興を図る観点から、被災者自らの再建意欲を促す形の復興が是非とも必要となっております。

このため、被災市町村では、現在地での再建や移転再建を行う被災者について、独自支援を検討しているところですが、自力再建を促す財源の確保が厳しく、被災自治体によって独自支援のあり方に格差が生じており、このままでは市街地の崩壊とともに、復興が実現できないことが懸念されます。

従って、復興まちづくりの取組の一層の加速と、財政状況による被災者支援の格差是正のため、復興基金に対する追加的財源措置や、復興交付金の効果促進事業の対象の拡大等により、移転対象地区外の浸水区域などでの住宅再建を支援することが可能となるよう速やかな対応を求めます。

# 住宅再建支援



石巻市旧北上川河口



2001年9月撮影  
(社)東北建設協会提供



2011年4月撮影  
(社)東北建設協会提供

陸前高田市街地



2010年3月撮影  
岩手県河川課資料



2011年3月29日撮影  
岩手県河川課資料

## 2 復旧・復興事業に係る繰越手続きの弾力的運用

現在，平成 23 年度第三次補正予算等で認められた予算を活用し，復旧・復興事業を進めていますが，災害復旧事業等では資材や人件費の高騰による入札不調などで，また，被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な地盤嵩上げ工事の遅れなどにより，相当数の事業が明許繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

つきましては，やむを得ず明許繰越年度内に完了しない各種復旧・復興事業について，明許繰越と同一の事由でも事故繰越を可能とするよう繰越事由の弾力的運用を求めます。また，財政法第 42 条及び地方自治法第 220 条の「年度内支出負担行為」の要件緩和及び 1 回限りとされている事故繰越の複数回の承認について，特別の措置を講じられるよう求めます。さらに，その承認手続についても，繰越事由の一本化や提出書類の削減など，大幅に簡素化されるよう求めます。

なお，通常の公共事業においても，復旧・復興需要の高まりにより，明許繰越年度内での完了が難しくなることも予想されることから，同様の措置を講じるよう求めます。

## ■復旧・復興事業に係る繰越手続きの弾力的運用

- ・東日本大震災は、戦後の日本が経験したことのない**極めて甚大な災害**
- ・被災地では官民とも膨大な復旧・復興事業の実施により**マンパワー不足**
- ・資材高騰や労務単価の増嵩により**入札不調が多発**
- ・施設復旧に必要な不可欠な**地盤嵩上げ工事の遅れ**

**やむを得ず明許繰越年度内に完了しない事業が多発**

### ■明許繰越と同一事由でも事故繰越を可能に！

【認められないと…】

- 工事の契約額や交付決定額を年度末の出来高での精算が必要
- 出来高での精算は請負業者や補助事業者の経営にも悪影響
- 特にグループ補助金では補助事業者や融資機関の不安を招く
- 残工事等の再発注・再交付決定に係る事務量が膨大
- 復旧・復興の進捗に更なる遅れが生じる。

**事故繰越事由  
の弾力的運用  
及び大幅な簡  
素化を！**

### ■年度内支出負担行為の要件緩和で事故繰越を可能に！

【現行制度では未契約での事故繰越は認められないが…】

- 平成 23 年度第 3 次補正予算に対応した事業は、多くが未契約のまま平成 24 年度に繰越
- 設計技術者不足や資材入手困難等で入札不調が多発
- 発注業務が次から次へと遅延

**特別の措置を！**

### ■1 回限りとされている事故繰越を複数回可能に！

【現行制度では 1 回限りであるが…】

- 用地買収に伴う用地収用手続きに時間を要すること
- 地盤沈下による嵩上げ工事後に施行が必要な事業
- 発注はしているもの製造等が追いついていない事業 等  
やむを得ず事故繰越をしても、なお、復旧・復興事業が終了しないことが想定される。

**特別の措置を！**

※「財政法第 42 条の特例に関する法律（昭和 29 年 3 月 31 日付け）」が国の予算（安全保障諸費と連合国財産補償費の繰越）の関連で制定された例がある。